附　則

（適用証明書の交付申請に関する経過措置）

第三条　社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定（以下この条において「中国協定」という。）の規定により中国協定第一条1(b)に規定する中華人民共和国の法令の適用の免除を受けるため、第一条に規定する適用証明書の交付を受けようとする者は、中国協定の効力発生の日前においても、それぞれ第二条又は第六条の規定の例により、当該適用証明書の交付の申請をすることができる。

（他の省令の廃止）

第四条　（略）

附　則

（新設）

（他の省令の廃止）

第三条　（略）

附　則

この省令は、社会保障に関する日本国とスロバキア共和国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令附則第三条を附則第四条とし、附則第二条の次に一条を加える改正規定は、社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の効力発生の日の属する月の前月の初日から施行する。

○厚生労働省令第十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十五条第二項の規定に基づき、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年二月十五日

厚生労働大臣　根本　匠

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（職員）	（職員）
第二十一条　（略）	**第二十一条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	4　心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下同じ。）であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
5～7　（略）	5～7　（略）
（職員）	（職員）
第二十七条　（略）	**第二十七条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	3　心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
4～6　（略）	4～6　（略）